

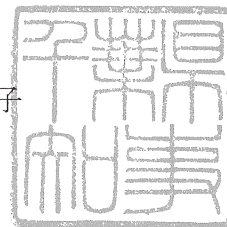
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区鋼管通二丁目2番2号

氏 名 日本ダスト 株式会社
代表取締役 吉野 建介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 堂本 暁子



許可の年月日 平成20年10月2日

許可の有効期限 平成25年9月23日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、エ 感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、オ 廃石綿等、カ 特定有害産業廃棄物（ばいじん、廃油、汚泥に限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成5年9月24日	新規許可
平成15年1月31日	変更許可（1品目の追加）
平成15年9月24日	更新許可
平成20年10月2日	更新許可

4. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

存・無

※ 営業の範囲は、千葉市、船橋市及び柏市を除く千葉県の区域とする。

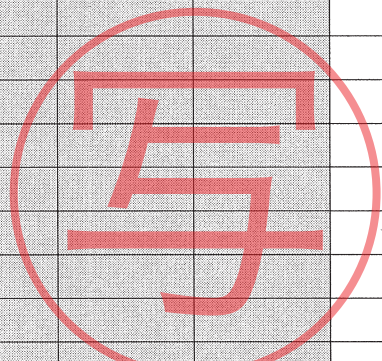
以下余白

許可証別紙1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	○			—	—	—
カドミウム又はその化合物	—	○	—		○	—	—
鉛又はその化合物	—	○	—		—	—	—
有機燐化合物					—	—	—
六価クロム化合物	—	—	—		○	—	—
砒素又はその化合物	—	—	—		○	—	—
シアン化合物					○	—	—
PCB					—	—	—
トリクロエチレン				○	○	—	—
テトラクロエチレン				○	○	—	—
ジクロロメタン				—	—	—	—
四塩化炭素				—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン				—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン				—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン				—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン				○	○	—	—
1,1,2-トリクロロエタン				—	—	—	—
1,3-ジクロロプロパン				—	—	—	—
チウラム							
シマジン					—	—	—
チオベンカルブ					—	—	—
ベンゼン				—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—		—	—	—
ダイキシン類		○	—		—	—	—



この写しは証明に用いることはできません